

野焼きの禁止

・廃棄物の処理及び清掃に関する法律で、廃棄物の野外焼却、いわゆる野焼きは一部の例外を除き禁止されています。違反した場合は、5年以下の懲役や1,000万円以下の罰金などに処せられます。

野焼きは、煙や臭いが発生し、近隣の生活環境に支障を及ぼしてしまふことがあります。

「近所で草木を燃やして煙たい」「窓が開けられない」「洗濯物に臭いがついて困る」「体調の悪い人がいるので困る」といった苦情が、住宅密集地などで特に多く寄せられています。

畑や庭から出た草木は極力次のように処理をし、近所の迷惑にならないようお願いします。

- ・焼却せず、堆肥にするなど、なるべく土に還す。
- ・よく乾かして「もえるごみ」としてステーションに出す。

不法投棄の禁止

・不法投棄(廃棄物をみだりに投棄すること)は法律で禁止されています。違反した場合は、5年以下の懲役や1,000万円以下の罰金などに処せられます。

▶ 環境・ペット

問 環境交通課 環境交通係 ☎773-6666

油漏れ、水質異常

油漏れや河川などの水質異常に気づいたら、直ちにご連絡ください。

地下水採取に対する規制

条例により、市内全域で、地下水の採取を規制しています。井戸の設置、ポンプの変更や洗浄をする場合は、許可が必要です。井戸の施工は、市の登録業者でなければできません。市内でも地域によって規制基準が異なります。井戸の設置や変更は、環境交通課、または登録業者にご相談ください。

登録業者は市ウェブサイトで確認いただくか、電話などでお問い合わせください。

鳥獣保護・捕獲

鳥獣保護・捕獲・狩猟に関する相談は、環境交通課で応じます。

鳥獣による農作物被害の相談は、農林課で応じます。農林課 ☎773-6663

小動物の死骸(しがい)

飼い主のいない動物死骸を発見した場合は、可燃ごみ(燃やせるごみ)として処理してください。公道上の場合は、市で対応しますので、ご連絡ください。

防除機の貸出し(アメリカシロヒトリの防除など)

市では、防除機を所有していて、行政区などに無料で貸し出しています。(使用者は、使用分の燃料を補充)

貸出しは予約制です。町内会で防除機を借りたい場合は、ご連絡ください。

ハチの駆除

市では、ハチの駆除は行っていません。民間の駆除業者に、直接お問い合わせください。

こどもエコクラブ

こどもエコクラブは、幼児から高校生ままで、誰でも参加できる環境活動のクラブです。子どもたちの興味や関心に基づき、自然観察・調査やリサイクル活動など、地域の中で身近にできる地球にやさしい活動を自由に取り組みます。(問合せは、環境交通課内こどもエコクラブ事務局まで)

光化学スモッグ

光化学スモッグ注意報・警報が発令されたときは、屋外では被害を受ける可能性が高くなります。なるべく外出を控えてください。自動車の排気ガスやばい煙が光化学スモッグの原因のひとつです。不要・不急の自動車の使用は控えてください。

光化学スモッグで身体に異常を感じた場合は、医療機関を受診するとともに、環境交通課にご連絡ください。

犬の登録

生後91日以上の子犬は、市への登録が、法律で飼い主に義務付けられています。

飼い犬に関する各種申請・届出は、本庁舎総合窓口、大和・塩沢市民センターで受け付けます。

▶新規登録

登録には飼い主・飼い犬の情報を「犬の登録申請書」に記載し、申請してください。登録手数料は1頭につき3,000円です。

市指定獣医師のいる動物病院などでは、狂犬病予防注射と同時に登録もできます。(登録のみはできません)

▶犬の転入・転出

市外から犬が転入する場合は、前所在地の鑑札を持参し、届け出てください。

市から犬が転出する場合は、転出先の市区町村に、南魚沼市の鑑札を持参し、届け出てください。

▶変更

登録済みの犬を譲り受けた場合や、転居などで登録内容が変わった場合は変更の届出が必要です。

▶犬の死亡

登録している犬が死亡した場合は、死亡届を提出してください。

市の斎場でペットの火葬ができます。電話で予約してください。(南魚沼市斎場では、飼い主によるお骨拾いはできません) ☎782-0527

狂犬病予防注射

生後91日以上の子犬には1年に1回、4月から6月末までに、狂犬病予防注射を受けさせることが法律で飼い主に義務付けられています。

市では毎年4月に各地区で、定期集合注射を実施しています。どの会場でも登録手続と注射を受けることができます。都合のよい会場をご利用ください。会場や日程などの詳細は、市報や市のウェブサイトをご覧ください。

予防注射は動物病院などでも受けることができます。ただし、料金は集合注射とは異なります。(別途診察代などがかかります)各動物病院にご確認ください。市指定獣医師以外の場合、獣医師から証明書(注射済証)をもらい市に提出し、狂犬病予防注射済票の交付を受けなければなりません。交付手数料は、550円です。

▶指定獣医師

犬の登録や狂犬病予防注射済票の交付を、市に代行して行う獣医師です。指定獣医師は市報6月1日号や市のウェブサイトでご確認ください。

ペット・動物愛護

特定動物の指定がある動物の飼育は、県知事の許可が必要です。また、動物取扱業を行うには、県知事に登録が必要です。

ペットに関する質問・苦情などは、お問い合わせください。

その他各種環境問題

環境基本計画・環境行動計画・温暖化対策・新エネルギー・外来種問題など、環境分野全般を担当しています。

▶墓地

問 環境交通課 環境交通係 ☎773-6666

墓地の経営、変更、廃止、改葬

墓地経営、墓地区域の変更・廃止、お墓に埋葬してある遺骨を別のお墓に移したり、お墓そのものを移すときには市の許可が必要です。

- (1) 墓地の新設
 - ・「墓地等経営許可申請書」に関係書類を添えて、ご提出ください。
 - ・手数料は無料
- (2) 墓地の区域の変更
 - ・「墓地等変更・廃止許可申請書」に関係書類を添えて、ご提出ください。
 - ・手数料は無料
- (3) 遺骨の改葬
 - ・新しい墓地の管理者の「受け入れ証明書」、または「永代使用許可書」と、現在遺骨を埋葬してある墓地の管理者から埋葬の事実を「改葬許可申請書」に証明してもらい、ご提出ください。
 - ・交付手数料 1件300円

広告

六日町動物病院

animal hospital



診療受付時間	月	火	水	木	金	土	日
9:00~11:30	○	○	○	○	○	○	休
16:00~18:30	○	○	○	○	○	休	休

休診日 日曜・祝日
南魚沼市美佐島1908-1
TEL(025)770-0370